

充実の助成メニューで 進出をお待ちしております！

釧路市の優遇制度（釧路市企業立地促進条例）

【助成金】

種類	対象業種	対象要件	補助金等の額	限度額
設備投資資金助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業 ・ ソフトウェア業 ・ 情報処理サービス業 ・ データセンター ・ コールセンター ・ リサイクル産業施設 ・ 試験研究施設 ・ 植物工場 	《新設の場合》 ・ 固定資産（土地を除く。）の取得価額が5,000万円以上 ・ 雇用増5人以上 《増設の場合》 ・ 固定資産（土地を除く。）の取得価額が3,000万円以上 ・ 雇用増5人以上	固定資産（土地を除く。）の取得価額の8/100以内の額	1億円
雇用助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業 ・ リサイクル産業施設 ・ 電気業（新エネルギー供給業を除く） ・ ガス業 ・ 熱供給業 ・ 植物工場 	《新設の場合》 ・ 雇用増5人以上 《増設の場合》 ・ 取得した固定資産（土地を除く。）の基準年度における評価額が3,000万円以上 ・ 雇用増5人以上	新たに雇用される者のうち、市内居住者1人につき20万円（特例の場合（※1）は30万円）	3,000万円
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ソフトウェア業 ・ 情報処理サービス業 ・ データセンター ・ コールセンター ・ 試験研究施設 	・ 雇用増5人以上		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新エネルギー供給業（太陽光をエネルギー源とするものを除く） 【新設のみ】	・ 取得した固定資産の取得価額が10億円以上 ・ 雇用増1人以上		
緑化助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業 ・ 電気業 ・ ガス業 ・ 熱供給業 	工場立地法第6条第1項の規定による特定工場（敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上）の届出を完了したもの	緑化事業に要したと認められる経費25/100相当額	1,000万円
土地取得助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業 ・ ソフトウェア業 ・ 情報処理サービス業 ・ データセンター ・ コールセンター ・ リサイクル産業施設 ・ 試験研究施設 ・ 植物工場 	《市外からの進出の場合》 ・ 土地を取得し、3年以内に操業を開始すること 《市外からの進出以外の場合》 ・ 土地を取得し、3年以内に操業を開始すること ・ 雇用助成の対象要件を満たすこと	土地取得価額の25/100相当額（ただし、事業場の用に直接供する部分の建築面積相当分）	1億円
事業所賃借料助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ コールセンター 【新設のみ】	・ 雇用増50人以上	事業所賃借料の1/2相当額を3年間	年500万円
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本社機能移転事業所 	・ 雇用増30人以上 ・ 面積300㎡以上 ・ 市外から市内に本社機能を移転することを公表すること ・ この条例に基づく他の助成の措置の対象とならないこと	事業所賃借料の1/2相当額を1年間	
通信回線使用料助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ コールセンター 【新設のみ】	・ コールセンターの新設に伴って、新たに雇用される者の数が50人以上であるもの	通信回線使用料の1/2相当額を3年間	年1,000万円

【課税免除】

種類	対象業種	対象要件	課税免除額	対象資産
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業 ・ 旅館業 ・ 農林水産物等販売業 （※6）	・ 固定資産（建物・機械装置）の取得価額が2,700万円超（※7）	基準年度 100/100以内 2年目 75/100以内 3年目 50/100以内	建物・機械装置・その敷地の土地（※4）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域未来投資促進法に基づく課税の特例の要件を満たすもの（※2） 	・ 固定資産（建物・構築物）の取得価額が1億円超 ・ （農林漁業関連業種（※3）は5,000万円超）		建物・構築物・その敷地の土地（※5）

※1 次のいずれかに該当する場合

①雇用前から引き続き3年以上釧路市の住民である者

②釧路市の住民であった者で、市内で義務教育以上の過程を修了し、進学又は就職のため市外へ転出した者であって、雇用時に満30歳未満の者

※2 地域未来投資促進法（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律）に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受け、課税の特例の適用を受けることについて国の確認を受けたもの。

※3 地域未来投資促進法第26条に規定する総務省令による。

製造業のうち食品品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業及びゴム製品製造業並びに卸売業のうち各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業及び家具・建具卸売業

※4 課税免除の対象となる建物の敷地で、土地取得後1年以内に建設の着手がなされたもの。

※5 2017年（平成29年）12月22日以降に取得された土地で、かつ課税免除の対象となる建物・構築物の敷地で、土地取得後1年以内に建設の着手がなされたもの。

※6※7 9月末に条例改正予定：対象業種に「情報通信サービス業等」を追加し、取得価額の要件を資本金の額に応じて引下げる（500万円～）等。